

八千代市産婦健康診査事業実施要領

令和7年5月20日制定

(目的)

第1条 この要領は、出産後間もない産婦に対する健康診査（以下「産婦健診」という。）に要する費用を助成し、もって積極的な受診を勧奨することに寄与することで、産後の初期の段階における母子に対する支援を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における「産婦」とは、産婦健診を受診した日において本市に住所を有する者とする。

(実施機関)

第3条 産婦健診は、市が委託契約を締結した医療機関及び助産所（以下「委託機関」という。）で行うものとする。

(受診票及び質問票)

第4条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定による妊娠の届出があったときは、当該届出をした妊婦に対し、同項の規定による母子健康手帳の交付に併せて、八千代市産婦健康診査受診票（第1号様式。以下「受診票」という。）及び八千代市産婦健康診査お母さんの気持ち質問票（第2号様式。以下「質問票」という。）を交付するものとする。

2 市長は、他の市町村（特別区を含む。）で母子健康手帳を交付された妊婦が本市へ転入したときは、当該妊婦からの申出等により受診票及び質問票を交付するものとする。

3 市長は、前2項の規定により受診票及び質問票の交付を受けた者から受診票及び質問票を紛失し、又は毀損した旨の申出があったときは、受診票及び質問票を再交付することができる。この場合において、受診票及び質問票を毀損したときは、市長は、当該毀損した受診票及び質問票の提出を求めるものとする。

4 受診票は、出産の翌日から2週間前後及び1か月前後の産婦健診において、1度の健診につき1枚使用できるものとする。

(費用助成)

第5条 この要領に定めるところにより実施する産婦健診の費用助成は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度に実施する産婦健康診査業務委託に定める単価を助成の単価とする。
- (2) 委託機関が産婦健診を行う場合において、当該保健指導が産婦健診の範囲を超える等のものについては、費用助成の対象としないものとする。
- (3) 委託機関以外で受診した産婦健診の費用助成については、八千代市産婦健康診査費用助成金支給要領に定めるものとする。

(産婦健診の内容)

第6条 産婦健診の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本制度による産婦健診は、1人につき2回以内とすること。
- (2) 市の受診票及び質問票を持参した者に対し産婦健診を行うこと。

- (3) 委託機関は、受診票の受診結果記入欄に結果を記入すること。
- (4) 委託機関は、産婦健診の結果及び受診者が記入した質問票の内容を確認し、支援が必要と判断される産婦について速やかに市に報告をすること。

(産婦健診の項目)

第7条 産婦健診の内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診（生活環境，授乳状況，育児不安，精神疾患の既往歴，服薬歴等）
- (2) 診察（子宮復古状況，悪露，乳房の状態等）
- (3) 体重及び血圧の測定
- (4) 尿検査（蛋白及び糖）
- (5) 質問票を用いた産婦の状態のアセスメント

(返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、決裁の完結した日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、令和7年10月1日以降に実施した産婦健診について適用する。

(準備行為)

- 3 第4条の規定による受診票及び質問票の交付（紛失等を原因とする再交付を含む。）は、令和7年10月1日前においても、同条の規定の例により行うことができる。